

福岡県公報

平成17年7月8日
第2410号

目次

告示(第1327号-第1343号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○町の配置分合	(地方課)	5
○市町の配置分合	(地方課)	5
○町の配置分合	(地方課)	5
○町の字の区域及び名称の変更	(地方課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○福岡県保育士試験の実施に関する事務を行う者の指定	(児童家庭課)	9

公告

○第34回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	10
------------------	--------------	----

正誤

○宝くじの発売条件等(平成17年6月西日本宝くじ事務協議会告示第12号)中正誤	13
○宝くじの発売条件等(平成17年6月西日本宝くじ事務協議会告示第14号)中正誤	13
○宝くじの発売条件等(平成17年6月西日本宝くじ事務協議会告示第16号)中正誤	13
○宝くじの発売条件等(平成17年6月西日本宝くじ事務協議会告示第17号)中正誤	13

告示

福岡県告示第1327号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年7月8日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
久留米都市計画道路3・2・1号久留米駅東町線及び3・4・13号荘島町豆津線の変更並びに3・5・36号久留米駅東口線の追加
- 2 都市計画を変更する土地の区域
久留米市京町字三丁目、瀬下町字通町、城南町、中央町、縄手町字三角及び字垣添並びに白山町字中牟田及び字垣添の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課

久留米市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年7月8日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

宮田都市計画道路3・5・1号桐野太蔵線、3・4・2号羅漢龍徳線、3・5・4号宮田本白線及び3・4・8号片鉾辨鳥線の変更並びに3・5・3号龍徳鳴生田線の追加並びに3・5・3号上大隈磯光線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

鞍手郡宮田町大字宮田字牛井、字梨子元、字三月田、字手打、字山部、字八反田、字羅漢、字定森、字太蔵、字宮田前、字浮州、字辨鳥、字樋口、字上ノ段、字天王寺及び字片鉾並びに大字長井鶴字打園、字亀甲、字長田、字幸ノ木、字門田、字六反田、字堤掛、字崩岸、字碓口、字岩ヶ元、字板深及び字羅漢並びに大字芹田字大谷及び字井手ノ浦並びに大字本城字徳城、字前古川、字小畝田、字久木、字前小畝田、字水町、字三反田、字嶋巡、字榎、字貫田、字平田、字樋口、字土産町、字岩坪及び字本白並びに大字龍徳字藤原、字田尻、字浦口、字小路、字高田、字竹馬、字相手無、字百合野、字奥百合野、字野入、字嘉祝町並びに大字磯光字本田、字矢萩、字上長浦、字梅ノ木、字小鞘、字迎田、字前村及び字室町並びに大字上大隈字亥ノ久保、字石伐、字谷頭、字寺ノ下、字丸椏、字前田、字八反田及び字柚ノ尻の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
宮田町都市計画課

福岡県告示第1329号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（1工区）

嘉穂郡庄内町大字多田字重見88番79から88番88まで及び88番94

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉穂郡庄内町大字仁保232番地7

高栄土地開発 代表者 縄手 清春

福岡県告示第1330号

田中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
太 田 力	田川市大字伊加利746番地の1
松 本 登	〃 大字伊加利693番地の7
木 下 和 良	〃 大字伊加利595番地の3
太 田 萬 吉	〃 大字伊加利698番地の2
有 吉 之 博	〃 大字伊加利672番地
丹 村 善 弘	田川郡大任町大字今任原1976番地
山 下 寛	田川市大字伊加利807番地
佐々木 作 吉	〃 大字伊加利1588番地の1
太 田 勝 典	〃 大字伊加利795番地の7

田 淵 雅 英	〃 大字伊加利1475番地
---------	---------------

2 退任監事

氏 名	住 所
前 田 孝	田川市大字伊加利603番地
太 田 英 治	〃 大字伊加利689番地

3 就任理事

氏 名	住 所
太 田 力	田川市大字伊加利746番地の1
松 本 登	〃 大字伊加利693番地の7
木 下 和 良	〃 大字伊加利595番地の3
有 吉 之 博	〃 大字伊加利672番地
丹 村 善 弘	田川郡大任町大字今任原1976番地
山 下 寛	田川市大字伊加利807番地
佐々木 作 吉	〃 大字伊加利1588番地の1
太 田 勝 典	〃 大字伊加利795番地の7
田 淵 雅 英	〃 大字伊加利1475番地
太 田 勝 淑	〃 大字伊加利698番地の2

4 就任監事

氏 名	住 所
前 田 孝	田川市大字伊加利603番地
太 田 英 治	〃 大字伊加利689番地

福岡県告示第1331号

五十石土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
丹 村 咲 男	田川郡大任町大字今任原1980番地
田 中 寛	〃 〃 大字今任原1989番地
丹 村 茂 雄	田川市大字伊加利533番地の1
丹 村 法 文	田川郡大任町大字今任原1983番地
丹 村 至	〃 〃 大字今任原1984番地

2 退任監事

氏 名	住 所
西 村 春 光	田川市大字伊加利505番地
宮 本 節 雄	田川郡大任町大字今任原1964番地

3 就任理事

氏 名	住 所
丹 村 咲 男	田川郡大任町大字今任原1980番地
田 中 寛	〃 〃 大字今任原1989番地
丹 村 茂 雄	田川市大字伊加利533番地の1
丹 村 法 文	田川郡大任町大字今任原1983番地
丹 村 至	〃 〃 大字今任原1984番地

4 就任監事

氏 名	住 所
西 村 春 光	田川市大字伊加利505番地
宮 本 節 雄	田川郡大任町大字今任原1964番地

福岡県告示第1332号

筑後西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
富 安 利 家	筑後市大字井田725番地1

福岡県告示第1333号

解散した清算法人鉄砲町・下伊田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
前 田 鎮 八	田川市大字伊田4267番地
八 城 政 治	〃 大字伊田4890番地
中 村 由 次	〃 大字伊田4432番地
篠 原 進	〃 大字伊田5043番地
高 木 浅 吉	〃 大字伊田4001番地
藤 井 達 夫	〃 大字伊田4218番地
中 野 槌 藏	〃 大字櫛162番地の1
丸 山 敏 明	〃 大字伊田3966番地
香 月 宗 治	〃 大字伊田4276番地
浦 野 義 弘	〃 大字伊田4429番地

福岡県告示第1334号

解散した清算法人糟屋郡宇美町障子岳土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
稲 永 篤	糟屋郡宇美町大字宇美1415番地
藤 木 哲 也	〃 〃 大字宇美579番地
藤 木 正 孝	〃 〃 大字宇美1340番地
藤 木 保 男	〃 〃 大字宇美1027番地
藤 木 寅 彦	〃 〃 大字宇美1038番地

福岡県告示第1335号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地球ぶどうの会

(2) 代表者の氏名

前田 昌子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区室見四丁目9番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ワインに関わる全ての人に対して、ワインの普及に関する事業を行い、①ワイン文化の普及、②ワインに関わる産業の発展、③ワインを通しての社会教育の推進、④ワインを通しての国際協力に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1336号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ふれ愛の灯台

(2) 代表者の氏名

宮脇 寛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字新多1578番地の7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険に関する事業や日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1337号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン

(2) 代表者の氏名

池永 満

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出二丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、保健・医療・福祉分野における患者の苦情が、患者の権利を擁護しつつ患者・家族と医療従事者との誠実な対話を通じて迅速・適切に解決されるよう、相談員による相談・支援活動を行い、必要な場合オンブズマン会議による調査・点検・勧告などを実施し、或いは世論を喚起し、もって患者の権利を促進し保健・医療・福祉システムの改善と質の向上をはかることを目的とする。

福岡県告示第1338号

平成17年6月24日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成18年1月10日から築上郡椎田町及び同郡築城町を廃し、その区域をもって築上郡築上町を置く処分を行った。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1339号

平成17年6月24日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成18年3月20日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町を廃し、その区域をもって朝倉市を置く処分を行った。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1340号

平成17年6月24日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に

基づき、平成18年3月20日から京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町を廃し、その区域をもって京都郡みやこ町を置く処分を行った。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、岡垣町長から岡垣町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成17年10月3日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1

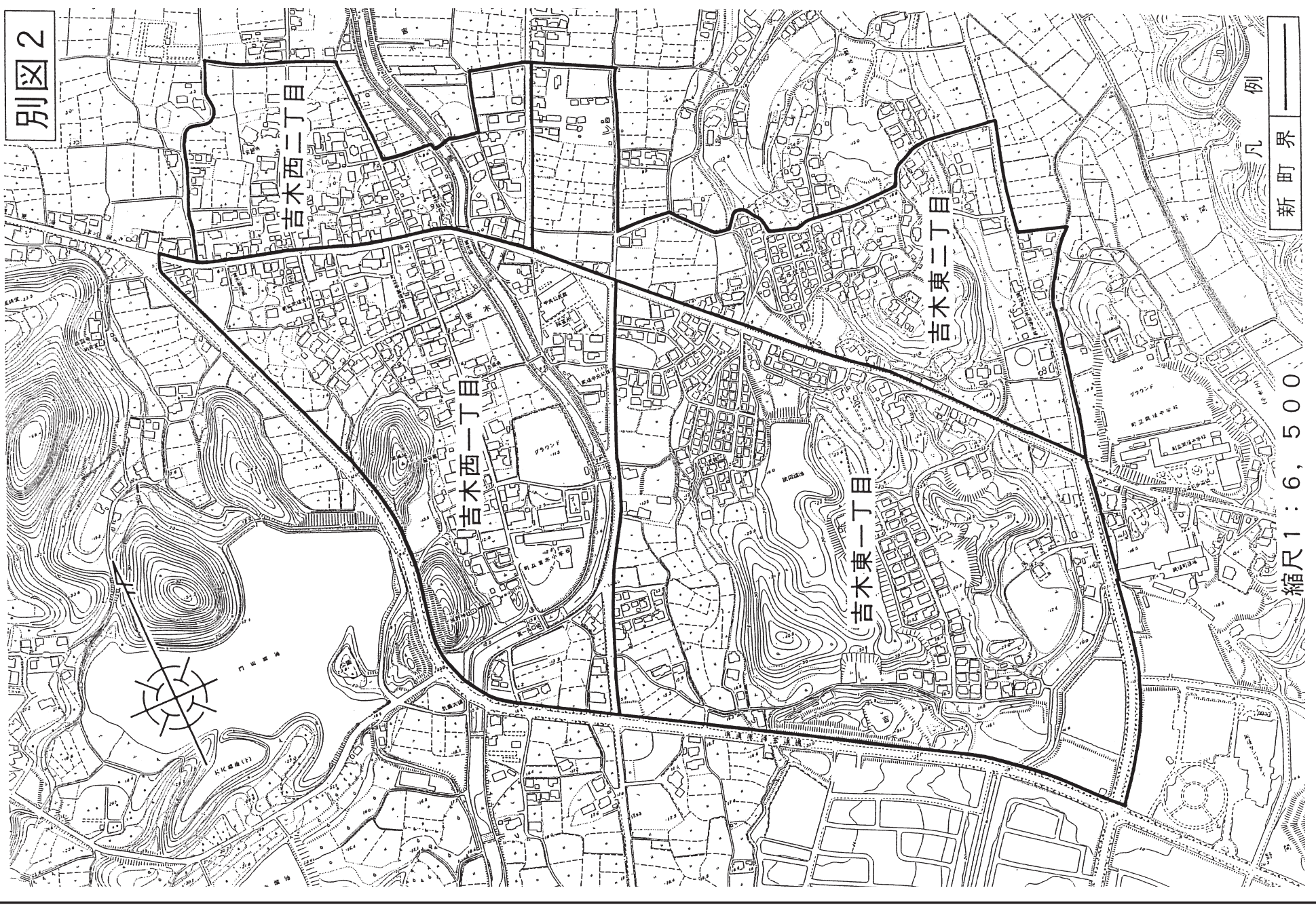


——	実施区域
- - - -	大字界

縮尺1:6,500

凡例

別図2



福岡県告示第1342号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市石坂2丁目3558番4、3558番7及び4686番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県佐賀市唐人1丁目6番16号
株式会社 サーク開発 代表取締役 室川 康男

福岡県告示第1343号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定に基づき、福岡県保育士試験の実施に関する事務を行う者を次のとおり指定したので、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第15条第1号の規定により告示する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
社団法人全国保育士養成協議会
- 2 所在地
東京都千代田区富士見1丁目2番32号 東京ルーテルセンタービル203号
- 3 委託する事務の範囲
試験問題の作成、答案の採点、合否の判定その他試験の実施に必要な事務
- 4 指定年月日
平成17年4月1日

公 告

公告

第34回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 受験資格
特に制限はない。
- 2 試験
 - (1) 方法
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
 - (2) 日時及び場所

日 時		場 所
平成17年10月14日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎603A会議室

- 3 受験手続及び受付期間
 - (1) 受験の申込方法
ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。
ア 履歴書 1部
イ 受験票 1部
イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。
ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手

数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成17年8月15日（月曜日）から同年9月16日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成17年9月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の氏名は、平成17年10月末までに発表する。発表は、県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年7月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官用冬服上衣	1,000着程度
男性警察官用冬活動服	500着程度
男性警察官用冬ズボン	1,000本程度
女性警察官用冬服上衣	100着程度
女性警察官用冬活動服	50着程度
女性警察官用冬ベスト	100着程度
女性警察官用冬タイトスカート	100着程度

女性警察官用冬ズボン 100本程度

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成17年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社博多大丸

(2) 住所
福岡市中央区天神1丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

男性警察官用冬服上衣	1着につき	15,802.50円
男性警察官用冬活動服	1着につき	15,067.50円
男性警察官用冬ズボン	1本につき	7,969.50円
女性警察官用冬服上衣	1着につき	16,590.00円
女性警察官用冬活動服	1着につき	16,275.00円
女性警察官用冬ベスト	1着につき	7,665.00円
女性警察官用冬タイトスカート	1着につき	6,720.00円
女性警察官用冬ズボン	1本につき	7,980.00円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成17年5月13日

監 査 委 員

監査公表第6号

財団法人福岡県環境保全公社等35団体について実施した財政的援助団体等監査結果の報告（平成17年3月25日16監総第1186号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年7月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

17生文第743号
平成17年5月31日

福岡県監査委員 福本義雄 殿
同 市 村昭三 殿
同 進 谷庸助 殿
同 富 田徳二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年3月25日監総第1186号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会	認定職業訓練助成事業において、補助金の交付を過大に受けている講座が見受けられた。	平成11年度～15年度までに交付された補助金のうち、過大に交付を受けた金額について、平成17年3月中に交付決定の取消しを行い、全額返還手続きを完了いたしました。
職業訓練法人 福岡地区職業訓練協会	認定職業訓練助成事業において、補助金の交付を過大に受けている講座が見受けられた。	平成11年度～15年度までに交付された補助金のうち、過大に交付を受けた金額について、平成17年3月中に交付決定の取消しを行い、全額返還手続きを完了いたしました。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正		誤	
					上	下						
17・6・29	2406	西日本宝くじ事務協議会告示	12	18		○		表中	1等の前後賞	2,500,000円	1等の前後賞	2,500,000
									1等の組違い賞	50,000円	1等の組違い賞	50,000
			14	19		○		表中	1等の前後賞	1,000,000円	1等の前後賞	1,000,000
									1等の組違い賞	50,000円	1等の組違い賞	50,000
			16	21	○			表中	1等の前後賞	1,000,000円	1等の前後賞	1,000,000
									1等の組違い賞	50,000円	1等の組違い賞	50,000
			17	21		○		表中	1等の前後賞	2,500,000円	1等の前後賞	2,500,000
									1等の組違い賞	50,000円	1等の組違い賞	50,000

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)